

第 3 回研究会における委員意見に対する見解及び対応方向について (農林業経営体調査)

委員発言内容	見解及び対応
<p>(坪谷委員)</p> <p>◎有機農業に関する調査項目の注釈に減化学肥料は有機農業に当たらないという記載がないと、例えば、除草剤を使わないから有機農業だと思って回答してしまうことがあるのではないか。</p> <p>また、現時点の注釈は、『「有機入り化成肥料」や「有機配合肥料」等については、化学的に合成された肥料が含まれているものもあります。「有機農業」に該当するためには、化学的に合成された肥料が含まれないものを使うことが必要です。』となっているが、これだと何がダメなのかわかりづらく、最後まで読まずに「有機入り化成肥料」も有機農業だと思って回答してしまうのではないか。</p> <p>◎耕地以外の土地、ハウス・ガラス室、きのこ栽培・その他の農業等の調査項目において、該当しない場合の記入の仕方の記載がない。</p> <p>◎以前の農林業センサスで調査していた農業用機械に関する調査項目は、農業用機械の所有台数を把握するだけの項目だったので削除されたことも当然だと思うが、肝心なのは所有台数よりも使い方（稼働時間）だと思う。最近の基幹農作業機（田植え機・トラクター・コンバイン）は高性能、かつ高価格なので、わずかな稼働日数では過剰投資となるので、この辺りをセンサスで実態把握することは有意義なのではないか。</p>	<p>◎委員のご指摘を踏まえ、担当政策部局とも調整して、参考資料 1 「2025 年農林業センサス農林業経営体調査票（素案）」の 11 ページのとおり注釈の記述を変更することを考えています。</p> <p>◎農林業センサスでは、該当がある場合のみ記入していただくこととしており、委員のご指摘を踏まえ、調査票の 1 ページの記入方法欄に、該当しない項目は空欄で回答いただきたい旨を記載したいと考えています。</p> <p>◎調査項目の復活については、K P I の設定や施策遂行の基礎資料としての行政上の利活用が明確でないことから現時点においては困難であると考えています。</p> <p>ただし、統計部では、別途、特定のテーマについての実態把握を行う「農林水産業に関する意識意向アンケート調査」を実施しており、必要に応じて当該アンケート調査を活用することについて検討していきたいと考えています。</p>

(池田委員)

◎常雇いの年齢階層区分について、70歳代が10歳刻みの区分になっているが、健康寿命や平均寿命も延びていることから5歳刻みの区分にしてもいいのではないか。

◎土地の部分について、従来、尺貫法で町とか反とか記載されていたが、今回除かれている。尺貫法が使い使い慣れている回答者が、この表記がなくなったことによって混乱するのではないか。

◎【5】農業生産の調査項目について、品目コードにその他の豆類(503)と、注釈にあるその他豆類に関する記述がつかない。群馬県では枝豆の生産が非常に多くて、誤りが結構見られたので、例えば注1とか☆1等の記載でわかりやすくできないか。

(橋口委員)

◎個人経営の世帯員について、経営主とその他の世帯員の調査項目を分離したことによって漏れが生じてしまうのではないかと危惧している。このため、試行調査の実施や手引きなどで漏れがないようにご考慮いただきたい。

◎「過去1年間に新たに親の農業経営を継承」の調査項目があるが、2020年調査票では経営主が含まれていたのが違和感がなかったが、今回、経営主が外れてしまったので、継承したのであれば経営主になってしまうため項目としてどうなのか。

◎記入者の負担を考慮して、年齢階層区分を必要最小限に設定したところですが、基幹的農業従事者の統計表章も70歳代は5歳刻みの区分としていることから、委員のご指摘を踏まえ、常雇いの70歳代の年齢階層区分についても10歳刻みから5歳刻みに修正したいと考えています。

◎委員のご指摘を踏まえ、従来どおり尺貫法の単位も併記したいと考えています。

◎委員のご指摘を踏まえ、注留意事項が回答者に正確に伝わるよう調査票全体のデザインを検討・工夫したいと考えています。

◎経営主とその他の世帯員の調査項目を分離したが、その他の世帯員の項目欄に経営主が記入されることはあっても記入漏れが生じることはないものと考えています。

また、仮に、その他の世帯員の項目欄に経営主を誤って記入されたとしても、生年月や性別等により記入誤りは容易に発見・補正できると考えています。

なお、試行調査の実施は困難ですが、民間事業者に委託して調査票の課題について検証することとしていますので、委員のご指摘を伝えながら必要に応じて改善したいと考えています。

◎委員ご指摘を踏まえ、【3】農業の労働力の2経営内部の労働力の詳細にある、「農業経営の継承及び開始」の調査項目は削除したいと考えています。

◎経営内部の労働力について、任意組織の任意団体の場合は、構成員を指しますとあるが、例えば、集落営農の場合には、3ページの記入欄では書ききれず、18ページの補助票に書かないといけないという問題が出てくる可能性が高いので、レイアウト上いかんともしがたい場合は、調査する時点で漏れがないように工夫ないし、徹底をご検討いただきたい。

◎委員のご指摘を踏まえ、統計調査員が調査対象者に調査票を配布する際に、その場で補助票が必要かどうかを確認することにより記入漏れが生じることがないようにするため、調査員の手引きに、その旨の留意事項を記載するなどどの工夫を行っていきたいと考えています。

(林委員)

◎保有山林における林業作業について、注釈に「主伐」には立木で販売したものは含みませんとあるが立木販売が本当にないのか。あるとしたら何かしらの記述を考えた方がいいかと思えます。

◎間伐での立木販売もあり得るので、委員のご指摘を踏まえ、間伐も立木販売したものは含まない旨を注釈に加えたいと考えています。

◎林業の内部労働については2015年の記載に戻していると思うが、林野庁としてもこれで問題ないか今一度確認をお願いしたい。

◎林業の労働力の部分については、林野庁に再度確認し、行政上の利活用状況と照らして必要最小限の調査項目として見直すことについて了解を得ており、その上で調査票を作成しています。

◎組織形態のところで、森林組合のカタゴリーになっているが、普通の森林組合と生産森林組合とでは林業経営体の該当する定義が異なるため二つに分けることはできないか。

◎客体候補名簿の情報に基づいて、その名称から森林組合か生産森林組合なのかを判別して集計することができると考えており、従来どおりの項目で調査したいと考えています。

◎林業経営内部の労働力について調査項目を2020年のものから大幅に削って2015年のスタイルに戻すとのことで、それは調査負担からやむを得ないと思えますが、世帯主との続き柄、性別、出生年月については、世帯員状況の把握ということ重要な項目なので残していただけないでしょうか。

◎経営内部の労働力については、K P I の設定や施策遂行の基礎資料としての行政上の利活用が明確ではないことに加えて、記入者の負担軽減の観点から、2015年のスタイルに戻すこととしており、世帯員ごとの把握は困難であると考えています。

もしも残せないのであれば、例えば、1ページ目下の世帯員の人数記入部分において、満14歳以下の人数のほか、例えば75歳以上や80歳以上人数について記入してもらえらる部分を新たに設けていただけないでしょうか。なお、この部分に関しても、常雇いの項目と同様、いつからいつの生まれが該当するのか、併記されると回答しやすいのではないかと。

ただし、委員のご指摘を踏まえ、2ページ上段の世帯員の人数の調査項目について、「満14歳以下の人数」に加えて、常雇いと同一年齢区分を追加するとともに、それに該当する生年月を併記したいと考えています。

(高橋委員)

常雇の年齢区分について、年齢に関する経済統計とか他の統計と比較する場面が出てくると思うので、比較しやすい区分となっているのか。

施策上必要な区分や65歳といった他統計との比較に対応する区分については、引き続き把握することとしています。

また、すべての区分が比較しやすい5歳又は10歳刻みとしていることから問題ないと考えています。